

日本共産党 和歌山市委員

ひめだ高宏ニュース

No.739
'06.10.11

北朝鮮の核実験に抗議する

北朝鮮が9日、地下核実験を実施したと発表し、日本国内、国際社会から厳しい非難が上がっています。日本共産党は志位和夫委員長が、北朝鮮の核実験に抗議する談話をただちに発表。北朝鮮政府に対し核兵器及び核兵器開発計画の放棄と6カ国協議に即時・無条件に復帰することを求めるとともに、国際社会が一致協力し、問題の平和的・外交的解決の立場を堅持してのぞむことを求めています。

9月定例市議会報告

9月定例市議会の最終日（10月2日）全会一致で、この決議と、3つの意見書所が採決されました。障害者自立支援法については、NPO法人和歌山県手をめぐり育成会外に団体からの請願採決によるものです。

フリートの人々



和歌山県条例「紀の国森づくり税条例」及び「紀の国森づくり基金条例」の廃止を求める決議、全会一致で採決。05年和歌山県議会に月定例会において、案知、議員提出議案として提出された「紀の国森づくり税条例」及び「紀の国森づくり基金条例」は、同税の導入時期を1年間延期する旨の一部修正がなされたものの、同議会において可決成立し、07年4月1日から施行されることになった。

既に、和歌山県議会は、05年12月5日、この条例に反対する決議案を、また同年12月14日、この条例の撤回を求める決議案を可決し、かかる新たな税負担を伴う議案提出に当たって

計がなされた上でなされるべきであり、新税導入に付する和歌山県民、市民のコンセンサスを得ていないばかりか、基金の用途について

こんにちは
県会議員の
ふじい健太郎
です。
(Xの168)

10月1日から医療保険制度が改悪され、70才以上の人で一定所得以上の人は窓口負担が3割に、療養病床に入院している人は食事代と居住費が実費負担となりました。医療費自己負担の限度額の引き上げも行われ、また、再来年4月からは窓口ノ削負担の人は2割負担に、さらに70才以上のすべての人から保険料を徴収することとなり、滞納すると保険証が没収されます。

9月県議会一般質問で、高齢者に医療費負担を増加し受診の手控えを招くことはないのか質問しました。和歌山県はが心臓、脳血管などの病気で死亡率が高く、治療の継続が必要で、保険料と治療費負担が重荷になって必死とする治療を制限することが、実は医療保険制度の意味があまりありません。また所得に対して高すぎる国保料の問題についても県の姿勢をたじました。



ふじい健太郎
県会議員

ても何ら示されてはいないことに対し、極めて遺憾であるとし、断固反対する表明をしたところである。しかるに、同条例の可決成立後、現時点においても新税の課税に対する県民・市民への明確な説明もなく、加えて、各市町村との協議検討も何ら進展していないままに施行しようとすることは、まさに県民不在、市民不在の暴挙であると断せざるを得ない。

障害者自立支援法の改正を求める

よって、本県議会は、新税導入に対する和歌山県政の姿勢を厳しく指摘するとともに、この際、和歌山県

（要旨）本年4月から施行された障害者自立支援法は、応益（定率）負担が導入された。障害者と障害者施設を直撃していることから法改正について、下記のとおり強く要望する。

1. 障害者自立支援法施行による障害者、家族、事業者、地方自治体への影響調査を行うこと。
2. 授産施設など就労支援施設にかかる利用料負担については、応益（定率）負担の撤回を含めて見直すこと。

こどもには日本共産党です



訪問先で、「政党助成金を日本共産党も受け取って、子どもの福祉のためのお寄付とか、有効に使えばどうですか」と意見をいただきました。

しかし、そうした使い方をするには、法律の改正が必要だそうです。改正するなら、廃止すべきです。政党助成金は、税金から出ています。有権者にとっ

ては、支持しない政党のためにも、自分が払う税金が使われていくわけです。「思想の自由を侵すことに根本問題があります。」

04年度に自民党は、収入の59%、民主党は84%も政党助成金に頼り、個人献金は、ごくわずか。日本共産党は国民とむすびつき、支えていた。いっていることが誇りです。



秀明 参院選区補選予定

と。また、10月から導入される障害者乳幼児の療育に関する応益負担については、児童福祉法の理念を踏まえて凍結し、現行の公的責任によって施策を継続すること。

3. 自立支援医療の実施により、患者・家族の負担が増していることから、障害者、障害者が安心して医療を受けられるようにすること。

4. 障害者区分の認定については、知的障害や精神障害の判定が実際の障害程度より軽くなるなど、生活の実態を反映することが非常に

に難しいことから、介護保険制度に準じた判定基準を当てはめるのではなく、障害当事者の個々の生活ニーズに基づく支給決定の仕組みにつくりかえること。

5. 地域生活支援事業（相談支援、移動支援など）は、国の裁量的経費であり、補助金によって事業内容が制限されることから、地方自治体の積極的な取り組みが可能となるよう地域生活支援事業の予算を大幅に増額すること。また、移動支援は国の義務的経費とし、障害者の社会参加を保障すること。

脳脊髄液減少症の研究・治療の推進を求める

身体障害者補助犬法の見直しに関する要望書

脳脊髄液減少症の研究・治療の推進を求める意見書は、交通事故などで頭部や全身への強い衝撃により脳脊髄液が慢性的に漏れることが「むち打ち症」の原因となることから支援体制

身体障害者補助犬法の見直しに関する意見書は、身体障害者補助犬の同伴の拡大と普及活動の取り組みを求めるものです。